

21監査公表第11号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 21 年 6 月 24 日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体並びに公の施設の指定管理者監査出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年 8 月20日

福岡市監査委員	石	川	浩二朗
同	中	山	郁美
同	石	井	幸充
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

21監査公表第 3 号（平成21年 2 月 9 日付 福岡市公報第5612号 公表）分

・・・9件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

21監査公表第3号（平成21年2月9日付 福岡市公報第5612号 公表）分  
（出資団体監査）

1 財団法人福岡市体育協会

監査の結果	措置の状況
<p>適正な会計経理事務を行うよう注意を求めもの</p> <p>公益法人は、公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、平成16年度監査において指摘した固定資産の事務処理について改善措置が講じられていなかったものをはじめ、基本的な会計経理事務を誤っている事例が見受けられた。適正な会計経理事務を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 固定資産について、経理規程に定めておらず、財務諸表に計上していなかった。</p>	<p>ア～エについては、市体育協会に対し、会計経理事務の適正な執行について、事務の改善を文書により要請した。</p> <p>市体育協会においては、固定資産について、経理規程の整備を行うとともに、平成20年度決算において財務諸表への計上を行う。</p>
<p>イ 平成19年度決算において財産目録を法人全体について作成していなかった。</p>	<p>市体育協会においては、財産目録について、公益法人会計基準に従い、適正な財務諸表の作成を行う。</p>
<p>ウ 一般会計及び福岡市九電記念体育館特別会計で発生した共通する費用について、適正な基準によりそれぞれの会計区分に配賦しなければならないが、合理的な配賦基準を定めることなく、同特別会計から一般会計へ繰り出しを行っていた。</p>	<p>市体育協会においては、共通する費用等について、平成20年度より本来の会計区分に応じて明確に配分を行い、今後は適正な会計処理に努める。</p>
<p>エ 平成18年度決算事務において現金を受領していながら、未収金として計上し、基本的な会計事務を誤っていた。</p>	<p>市体育協会においては、今後、正しい科目で計上し、決算を行い、適正な会計処理に努める。</p>

2 財団法人福岡市水道サービス公社

監査の結果	措置の状況
<p>（工事監査）</p> <p>監査の結果、下記のとおり、注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p>	<p>財団法人福岡市水道サービス公社に対し適正な撤去品の確認を行うよう要請した。</p>

<p>施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 18 年度「漏水発生給水管取替単価契約請負工事 NO. 1」</p> <p>(契約金額 5,374 万 2,666 円)</p> <p>本工事においては既存給水管を撤去することにより金属類が発生する。本工事の特記仕様書では、発生材の処理について、資源の有効利用に努めるとともに適正に廃材処理を行ったかどうかが分かる処理施設への搬入証明書等の提出を求めている。しかし、その搬入証明書等が監督員に提出されておらず、また搬入写真もないことから、資源の有効利用について確認ができないものとなっていた。撤去品の取扱いについては特段の注意が必要である。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(給水管理課)</p>	<p>財団法人福岡市水道サービス公社においては、金属類の廃材処理について、平成 21 年 4 月から特記仕様書を改め、請負業者に新たに定めた様式「再資源化金属確認票」を提出させ、処理を確認することとした。</p>
---	--

( 財政援助団体監査 )

社団法人福岡市私立幼稚園連盟

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 福岡市私立幼稚園運営費補助金の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>私立幼稚園運営の一部補助に当たっては、本市の「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」並びに当連盟の「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付規則」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら、平成 19 年度「福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付事務において、次のよう</p>	<p>「福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付については、(社)福岡市私立幼稚園連盟に対し、「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」等に基づき適正に事務処理を行うよう口頭により指導要請した。</p>

<p>な事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>本補助金については，その原資が全額本市からの補助金で賄われていることを踏まえ，補助金の交付が公平公正なものとなるよう，交付基準を明確にするとともに，補助申請の内容や金額の算定が関係規則等に適合することを確認したうえで交付されたい。</p> <p>(7) 交付先団体(私立幼稚園)からの申請書を受理する前に，補助金の半額を交付していた。</p>	
<p>(1) 現に教務にたずさわっていない産休及び育休職員を補助対象として，補助金を交付していた。</p>	<p>産休及び育休職員を補助対象としていた補助金の過払いについては，戻入処理を行った。なお，(社)福岡市私立幼稚園連盟においては，交付先団体(私立幼稚園)に対して文書による周知が行われた。</p>
<p>イ 福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付に当たっては，「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」及び「福岡市私立幼稚園振興資金貸付規則」等に則り，貸付の目的に従って公平かつ適正に行う必要がある。しかしながら，平成19年度「私立幼稚園振興資金貸付金(経営安定資金)」の貸付事務において，申請書類(決算書及び予算書)に多額の繰越金や有価証券の購入を計上しているもの並びに繰越金額等を記載しておらず正確な経営状況を把握できないものに対し，貸付の必要性を十分確認しないまま貸付を行っていた。</p>	<p>福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付については，(社)福岡市私立幼稚園連盟に対し，「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」，「福岡市私立幼稚園振興資金貸付要綱」及び貸付の対象条件を明確化した「福岡市私立幼稚園振興資金貸付事業実施要領」に則り，適正に事務処理を行うよう口頭により指導要請した。</p>

<p>本貸付金については、その原資が全額本市からの貸付金で賄われていることを踏まえ、申請内容の審査を適正に行い、貸付先の経営状況が関係規則等に適合することを確認したうえで貸付けられたい。</p>	
---	--

( 公の施設の指定管理者監査 )

株式会社博多座

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p> <p>公の施設の修繕業務について適正な事務手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設の管理業務については、本市との協定に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、平成 19 年度「博多座の修繕に係る実施協定書」に基づく業務において不適切な事務が見受けられた。本市との協定や、指定管理者が自ら契約に係る基準を定めるなど、適正な事務手続を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 平成 19 年度の実施協定書に基づき行った定期修繕業務について当初委託額を超えて修繕業務を行ったにもかかわらず、事前に書面による協議がなされていなかった。</p>	<p>指定管理者による公の施設の修繕業務に係る事務手続については、委託額、業務内容等に変更が生じる場合は事前に書面による協議を行い、協定書の変更が必要な場合は速やかに変更手続を行うこととし、指定管理者に周知徹底を図った。</p>